

第9回定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項

目次

事業報告

企業集団の現況に関する事項

事業の経過及びその成果

財産及び損益の状況

事業年度末日における特定完全子会社の状況

対処すべき課題

主要な事業内容

主要な営業所及び店舗

従業員の状況

主要な借入先の状況

その他企業集団の状況に関する重要な事項

会社の株式に関する事項

会社の新株予約権等に関する事項

会計監査人に関する事項

業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

連結計算書類

連結貸借対照表

連結損益計算書

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

計算書類

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

監査等委員会の監査報告書

サツドラホールディングス株式会社

上記事項の内容につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面(電子提供措置事項記載書面)への記載を省略しております。

事業報告

(2024年5月16日から
2025年5月15日まで)

企業集団の現況に関する事項

事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2024年5月16日～2025年5月15日）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果もあり、景気は緩やかに回復しております。一方で、継続する物価上昇や米国の政策動向、金融資本市場の変動等の影響など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが主に事業を行うドラッグストア業界におきましては、各社の積極出店や品揃え拡大により市場規模が拡大する一方で、業界の垣根を越えた競争の激化や既存企業間の出店競争、M&Aによる寡占化のほか、物価の上昇や実質賃金の減少による節約志向の高まりなど、当社グループを取り巻く経営環境は厳しい状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは2026年5月期を最終年度とする中期経営計画において「地域の生活総合グループへの進化」をテーマに、「店舗の生活総合化戦略」「地域プラットフォーム戦略」「コラボレーション戦略」の3つの成長戦略と、組織戦略に取り組み、中核事業であるリテール事業の収益基盤を強化しつつ、事業領域を「モノを売る」だけの小売から「モノ×サービス」を提供する生活サービスの領域に拡大することにより、競合他社との違いをつくりながらグループ全体の成長を目指しております。

店舗の生活総合化戦略としては、調剤併設店舗の拡大に取り組むとともに、商品カテゴリーの拡大に向けたラインロビングの一環として生鮮食品の取り扱いを進めており、今期は46店舗に導入いたしました。また、「エブリデー・セイム・ロープライス (ESLP)」を中心とする価格戦略と「サツドラ公式アプリ」を活用したデジタルマーケティングの推進を通じて、収益基盤の強化に取り組んでおります。2022年1月にリリースした同アプリは、累計100万ダウンロードを突破しており、日常のお買い物をより便利で楽しくするツールとして、来店頻度の向上や顧客接点の拡大に繋がっております。

地域プラットフォーム戦略としては、2025年5月現在、北海道共通ポイントカード「EZOCA」会員数が230万人を突破し、提携店も300社（1,100店舗）を超え、EZOCA経済圏は成長を続けております。当別町との事例では、当社3例目となる自治体還元型ポイントカード「とうべつEZOCA」を札幌圏で初導入いたしました。買い物金額の一部を町に還元する仕組みを導入することで、「官×民×地元商店街」が連携して持続可能なまちづくり支援の形に取り組んでおります。また、店舗内に当別町西当別支所を併設しているサツドラ当

別太美店もオープンしております。小清水町との事例では、住民がドライバーとして自家用車を使用し地域を支える新しい地域交通サービス実証事業「KOSHIMOタクシー（こしタク）」を、官民共同で開始しており、その運用においてEZOCAのプラットフォームを活用したEZOポイント付与等を行っております。さらに、スポーツチーム還元型EZOCAとして、2025年1月30日に一般社団法人ココ・ソラーレと共同で「ココ・ソラーレEZOCA」を発行いたしました。

コラボレーション戦略としては、新たに日高町と包括連携協定を締結し、地域住民の健康づくりや町民サービスの向上など地域の社会的課題解決を通して、持続可能な地域に愛されるサツドラ店舗づくりを目指しております。2025年5月現在、自治体や企業等と40件以上の各種協定を締結しております。

組織戦略としては、経営戦略の実現につながる人材戦略の策定や実行の強化と、健康経営の推進にも積極的に取り組み、経済産業省と日本健康会議が共同で選定する「健康経営優良法人2025（ホワイト500）」に認定されております。また、ガバナンス体制を強化し、コーポレート・ガバナンスコード全原則の適用を実施しております。

以上の結果、売上高は1,001億74百万円（前年同期比 4.9%増、46億54百万円増）、営業利益は16億75百万円（同 21.0%増、2億91百万円増）、経常利益は16億48百万円（同 23.4%増、3億12百万円増）、親会社株主に帰属する当期純利益は7億67百万円（同 63.1%増、2億97百万円増）となりました。

セグメント業績などの概要は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より「マーケティング事業」について、量的な重要性が増したため、報告セグメントとして記載する方法に変更しており、前年同期比につきましては、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

<リテール事業>

主に北海道内でのドミナント化を目指したドラッグストアフォーマット店舗と調剤薬局店舗のチェーン展開に加え、訪日外国人が多く訪れる観光地などでのインバウンドフォーマット店舗の運営を中心に行っております。また、調剤薬局においては、調剤専門薬局の運営に加え、ドラッグストアフォーマット店舗での調剤併設薬局も行っております。

ドラッグストアフォーマット店舗の営業面では、ESLPを中心とする価格戦略を推進することで、お客さまから支持される店舗づくりや、作業平準化による業務効率の改善を目指すとともに、生鮮食品を含めたラインロビングの強化により、商品カテゴリーの拡大を図ってお

ります。また、サツドラ公式アプリを活用したデジタルマーケティングの推進にも取り組んでおります。

当連結会計年度は、物価上昇による生活防衛意識の高まりを受け、1人あたりの買上点数は減少したものの、商品単価の上昇やビューティケアが伸長したことに加えて、店舗数が純増した結果、ドラッグストアフォーマットの売上高は前年同期を上回りました。

インバウンドフォーマットにつきましては、訪日外国人観光客の需要を取り込むことができた結果、売上高は前年同期を上回りました。また、調剤薬局につきましては、新たに開設した調剤併設薬局の増収効果などにより、売上高は前年同期を上回りました。

以上の結果、リテール事業の売上高は984億39百万円（前年同期比 4.6%増、42億97百万円増）、セグメント利益は15億32百万円（同 16.0%増、2億11百万円増）となりました。

店舗の出退店の状況につきましては、下表のとおりとなりました。

(出店状況)

店舗区分	フォーマット区分	2024年5月期末	増加	減少	2025年5月期末
ドラッグストア 店舗	ドラッグストア フォーマット (うち 調剤併設薬局)	179店舗 (17店舗)	6店舗 (5店舗)	5店舗 (-)	180店舗 (22店舗)
	インバウンド フォーマット	9店舗	1店舗	-	10店舗
調剤専門薬局店舗	調剤専門薬局	11店舗	-	2店舗	9店舗
その他の店舗	北海道くらし百貨店	1店舗	-	1店舗	-
合計		200店舗	7店舗	8店舗	199店舗

<マーケティング事業>

主に北海道共通ポイントカード「EZOCA」を活用した地域マーケティング事業や決済サービス事業を行っております。当社グループの強みである北海道共通ポイントカード「EZOCA」の会員数は、2025年5月現在、230万人を超えております。決済サービス事業においては、国内キャッシュレス決済が引き続き堅調に推移いたしました。

以上の結果、マーケティング事業の売上高は19億54百万円（前年同期比 24.8%増、3億88百万円増）、セグメント利益は45百万円（同 41.9%増、13百万円増）となりました。

<その他事業>

ユーザー目線での課題解決を目指したPOSアプリケーションなどの開発・販売や当社既存事業とのシナジーや新規事業創出を目指すCVC（コーポレートベンチャーキャピタル）事業などを行っております。

その他事業の売上高は2億9百万円（前年同期比 11.0%減、25百万円減）、セグメント利益は27百万円（同 133.6%増、15百万円増）となりました。

財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位:百万円)

区 分	第 6 期 2022年 5 月期	第 7 期 2023年 5 月期	第 8 期 2024年 5 月期	第 9 期 2025年 5 月期 (当連結会計年度)
売 上 高	82,905	87,481	95,520	100,174
経 常 利 益	793	327	1,336	1,648
親会社株主に帰属する当期純利益	316	87	470	767
1 株当たり当期純利益	22円98銭	6円33銭	34円07銭	55円54銭
総 資 産	41,398	43,027	44,905	46,194
純 資 産	8,888	8,834	9,240	9,922
1 株当たり純資産額	637円45銭	632円18銭	659円31銭	711円88銭

(注) 上記金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

② 当社の財産及び損益の状況

(単位:百万円)

区 分	第 6 期 2022年 5 月期	第 7 期 2023年 5 月期	第 8 期 2024年 5 月期	第 9 期 2025年 5 月期 (当事業年度)
営 業 収 益	792	832	857	956
経 常 利 益	178	135	155	204
当 期 純 利 益	157	144	132	156
1 株当たり当期純利益	11円41銭	10円46銭	9円59銭	11円35銭
総 資 産	8,697	9,152	8,966	8,967
純 資 産	8,579	8,600	8,624	8,579
1 株当たり純資産額	621円64銭	622円71銭	622円88銭	623円51銭

(注) 上記金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

事業年度末日における特定完全子会社の状況

会 社 名	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社サッポロドラッグストアー	札幌市東区北八条東四丁目 1 番 20 号	8,095百万円	8,967百万円

対処すべき課題

国内経済の見通しにつきましては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果もあり、景気は緩やかな回復が続くことが見込まれる一方で、継続する物価上昇や米国の政策動向、金融資本市場の変動等の影響など、景気の先行きは不透明な状況が続くものと考えられます。

当社グループを取り巻く環境につきましては、ドラッグストア業界は各社の積極出店や品揃え拡大により市場規模が拡大する一方で、物価の上昇や実質賃金の減少による節約志向の高まりなどに加え、業界の垣根を越えた競争の激化や既存企業間の出店競争、M&Aによる寡占化など事業環境の厳しさは継続するものと考えられます。

このような環境のもと、当社グループは、「地域の生活総合グループへの進化」をテーマに2026年5月期を最終年度とする中期経営計画に取り組んでまいりましたが、建築コストの上昇等により当初想定していた出店計画を下回ったことに加え、原材料価格の高騰に伴う物価上昇や、水道光熱費及び賃上げに伴う人件費の上昇などの事業環境の変化により、同計画の達成は困難な状況にあります。一方で、北海道共通ポイントカード「EZOCA」の会員基盤の更なる拡大や、自治体・企業との連携を通じた有形・無形の地域資産の構築などにより、北海道における持続可能な成長に向けた基盤づくりを進めることができました。また、グループ全体の安定した収益力の確保を目指したDXの推進や業務プロセス改革にも着手しており、体制整備を含めた取り組みは着実に進展しております。

こうした状況を踏まえ、当社グループは現行の中期経営計画を見直し、新たに2026年5月期から2028年5月期までを対象期間とする3か年の新中期経営計画を策定いたしました。これまで構築していた有形・無形の地域資産を、当社グループの土台の一つとしながら、＜中期経営計画の推進＞に取り組んでまいります。

<中期経営計画の推進>

2026年5月期から2028年5月期までを対象期間とする中期経営計画においては、テーマに「地域で稼ぐ体制づくり」を掲げ、以下の4つの重点施策を積極的に推進し、安定的な収益性の向上を実現してまいります。

(重点施策)

- ①荒利率の改善
 - ・プライシング戦略
 - ・ゴンドラ効率の最適化
- ②販管費の抑制
 - ・組織体制の強化とリソースの再配分
 - ・IT活用によるDXの推進
- ③資本効率の改善
 - ・店舗ネットワークの最適化
 - ・事業ポートフォリオ改善
- ④株主還元強化
 - ・従来の安定配当方針から累進配当方針へと転換
 - ・1株当たり年間配当金額10円を下限とし、将来的には連結配当性向30%を目指す

なお、上記中期経営計画の詳細は、2025年6月20日公表の「中期経営計画の見直し及び配当方針の変更に関するお知らせ」をご覧ください。

主要な事業内容 (2025年5月15日現在)

当社は、グループ会社の経営管理及びそれに附帯又は関連する業務を行っております。

当社グループは、当社及び連結子会社7社で構成され、ドラッグストアと調剤薬局の運営を行うリテール事業を中心に、共通ポイントカード事業を軸とした地域マーケティング事業や決済サービス事業を行うマーケティング事業のほか、その他事業にてPOSアプリケーションなどの開発や販売、CVC（コーポレートベンチャーキャピタル）事業などを行っております。

主要な営業所及び店舗（2025年5月15日現在）

① 当 社

本 社 札幌市東区北八条東四丁目1番20号

② 子 会 社

株式会社サッポロドラッグストアー

本 社 札幌市東区北八条東四丁目1番20号

店 舗 199店舗

店舗の分布状況（市町村名及び店舗数）は次のとおりであります。

市 町 村 名	店舗数	市 町 村 名	店舗数	市 町 村 名	店舗数
北海道札幌市	70	北海道深川市	1	北海道斜里郡斜里町	1
北海道函館市	16	北海道富良野市	1	北海道紋別郡遠軽町	1
北海道帯広市	6	北海道伊達市	1	北海道上川郡清水町	1
北海道小樽市	5	北海道河東郡音更町	3	北海道河西郡芽室町	1
北海道千歳市	5	北海道岩内郡岩内町	2	北海道広尾郡大樹町	1
北海道旭川市	4	北海道檜山郡江差町	2	北海道中川郡幕別町	1
北海道北見市	4	北海道網走郡美幌町	2	北海道中川郡池田町	1
北海道恵庭市	3	北海道虻田郡倶知安町	2	北海道足寄郡足寄町	1
北海道北斗市	3	北海道虻田郡二セコ町	2	北海道厚岸郡厚岸町	1
北海道北広島市	3	北海道虻田郡洞爺湖町	1	北海道釧路郡釧路町	1
北海道苫小牧市	3	北海道川上郡標茶町	1	北海道白糠郡白糠町	1
北海道稚内市	3	北海道川上郡弟子屈町	1	北海道余市郡余市町	1
北海道江別市	3	北海道石狩郡当別町	1	北海道標津郡中標津町	2
北海道釧路市	2	北海道夕張郡栗山町	1	北海道斜里郡小清水町	1
北海道登別市	2	北海道沙流郡日高町	1	北海道網走郡津別町	1
北海道室蘭市	2	北海道浦河郡浦河町	1	北海道虻田郡留寿都村	1
北海道留萌市	2	北海道日高郡新ひだか町	1	北海道河西郡中札内村	1
北海道根室市	2	北海道勇払郡安平町	1	沖縄県豊見城市	2
北海道紋別市	2	北海道白老郡白老町	1	沖縄県那覇市	1
北海道滝川市	1	北海道亀田郡七飯町	1		
北海道岩見沢市	1	北海道茅部郡森町	1		
北海道網走市	1	北海道二世郡八雲町	1		
北海道美瑛市	1	北海道久遠郡せたな町	1		
北海道士別市	1	北海道枝幸郡浜頓別町	1		
北海道砂川市	1	北海道利尻郡利尻町	1		

Create株式会社

本 社 札幌市東区北八条東四丁目 1 番20号

台湾札幌菓粧有限公司

本 社 中華民國台北市内湖區港墘路185号 2 楼

株式会社リージョナルマーケティング

本 社 札幌市東区北八条東四丁目 1 番20号

事業所 札幌市中央区南二条西五丁目23番 1 号

GRIT WORKS株式会社

本 社 札幌市東区北八条東四丁目 1 番20号

事業所 札幌市東区北八条東三丁目 1 番1号

事業所 千葉県印西市中央北 1 丁目 3 番地 3

株式会社Sアセット

本 社 札幌市東区北八条東四丁目 1 番20号

株式会社S Ventures

本 社 札幌市東区北八条東四丁目 1 番20号

従業員の状況 (2025年5月15日現在)

企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,095名 (1,709名)	△12名 (22名)

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時従業員は()内に年間の平均人数(8時間換算)を外数で記載しております。

主要な借入先の状況 (2025年5月15日現在)

借入先	借入額
株式会社北海道銀行	4,588
株式会社みずほ銀行	2,979
株式会社商工組合中央金庫	1,163
株式会社青森みちのく銀行	920
株式会社三井住友銀行	900

(注) 上記金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

その他企業集団の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況（2025年5月15日現在）

- ① 発行可能株式総数 56,904,000株
- ② 発行済株式の総数 14,236,564株（うち自己株式475,909株）
- ③ 株主数 14,063名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 株	持 株 比 率 %
株式会社トミーコーポレーション	4,974,800	36.15
株式会社三原色	709,700	5.15
廣岡 聖司	629,800	4.57
米原 まき	475,100	3.45
株式会社青空商事	298,900	2.17
SDS従業員持株会	261,351	1.89
株式会社PALTAC	180,000	1.30
金岡 陸	129,800	0.94
長崎 裕太	128,200	0.93
株式会社商工組合中央金庫	90,000	0.65

- (注) 1. 大株主の株主名及び持株数は、株主名簿に基づき記載しており、自己株式は上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除した株式数（13,760,655株）を基準に算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

当社は、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）5名に対し、譲渡制限付株式報酬として、2024年9月20日付で普通株式12,692株を交付しています。

(3) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。

会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	16百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。
3. 上記金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の職務執行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

業務の適正を確保するための体制

当社は「内部統制システム構築の基本方針」により、以下のとおり、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他会社の業務の適正を確保するための体制を整備しております。取締役会はこの基本方針に基づき、運営され、適法、適正な業務の執行体制を確立しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループは、グループ倫理行動規範を制定し、当社グループの全ての取締役及び従業員が遵守すべき法令、定款及び社内規程のみならず社会的規範を遵守し職務を遂行するという行動原則を明示するとともに取締役及び従業員への周知徹底を図り、取締役及び従業員は、その行動原則に基づき、職務を遂行します。
- ② 当社は、倫理、法令、定款及び社内規程の遵守に関する活動を統括する組織として、統制委員会を設置するとともに、コーポレートガバナンスグループリスク・コンプライアンスチームを配置して、当社グループの倫理・法令遵守の推進にあたるものとします。
- ③ 当社グループは、グループ内部通報規程を制定し、当社グループの取締役及び従業員により、倫理、法令、定款及び社内規程の違反行為が行われた場合又は行われる恐れが生じた場合には、社内及び社外に設置した通報窓口にご相談・通報することとし、当社は、グループ内部通報規程に関する運用の適正化及び公益通報者保護法に則り、通報、相談者の保護を行います。
- ④ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行は、取締役会による相互監督及び監査等委員会による監査により、その適法性を確保します。取締役会は、原則として月1回開催し、取締役等から職務の執行の状況につき報告を求めるほか、適時、内部統制システムの整備及び運用状況について検討を加えるものとします。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会、その他重要な意思決定に関わる情報は、法令、定款及び社内規程に則り記録・保存管理され、取締役及び監査等委員が閲覧可能な体制を維持します。

(3) 当社及び当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスクの管理を統括する組織として、統制委員会を設置するとともに、当社グループのリスク管理の推進を図るためコーポレートガバナンスグループリスク・コンプライアンスチームを配置しております。
- ② コーポレートガバナンスグループリスク・コンプライアンスチームは、予測されるリスクをそのリスク要因に応じ、発生ひん度、影響の強弱等により分析及び評価した上、主要なリスクを抽出し、リスクマップの作成及びその管理の体制及び方法等について規程を整備し、関係する取締役及び従業員はこれを遵守するものとします。
- ③ 当社グループは、お客さまからの要望等を経営に生かすよう努めるものとし、これを放置することなく適切な措置を講じるものとします。
- ④ 内部監査室は、当社グループのリスク管理の状況について監査を実施し、その結果を取締役に定期的にあるいは必要に応じて報告するものとします。
- ⑤ 当社グループは、グループ危機管理規程を制定し、不測の事態が発生した場合には代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し損害を最小限にとどめるものとします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 重要な業務執行の決定を行うための諮問機関として、代表取締役社長を議長とするグループ経営会議を定期的に開催し、迅速かつ慎重な審議により取締役会への答申を行うものとし、ます。
- ② 当社は、取締役会で各取締役の職務分担を決定し、役員規程に基づき、業務執行取締役の権限及び責任等を明確にし、業務執行の適正化を図るものとします。

(5) 当社及び当社グループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、持株会社としてグループ会社の業務運営を管理監督するとともに、グループ全体の効率的な経営資源の配分を行い、グループ会社の業務の適正を確保するための体制整備を行います。
- ② 当社の内部監査室は、定期的又は必要に応じて内部監査を行い、監査の結果を当社の代表取締役社長、監査等委員会及び関係部署に報告する体制の整備を行います。
- ③ 当社は、グループ会社に対し、法令遵守、損失の危険の管理等の主要な内部統制項目につき、必要に応じ、内部統制システムの整備に関する助言・指導を行うものとします。
- ④ 内部監査室は、グループ会社の管理状況及び業務活動について内部監査を実施し、グループ会社の監査役と連携し、内部統制システムの整備を図るものとします。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助する従業員として適切な人材を配置しております。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会の職務を補助すべき従業員は、当該職務を行うにあたっては、監査等委員及び監査等委員会の指揮・命令のみに服し、取締役その他の従業員の指揮・命令は受けないものとします。
- ② 当該従業員に対する人事考課、異動、懲戒処分等の人事権の行使については、事前に監査等委員及び監査等委員会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとします。

(8) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

- ① 取締役及び従業員は、以下の項目を定期的に監査等委員会に報告することとし、監査等委員は、取締役会、グループ経営会議その他重要な会議に出席して報告を受けるものとし、
 - イ. 取締役会決議事項・報告事項
 - ロ. 月次・四半期・半期・通期の業績、業績見通し及び経営状況
 - ハ. 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
 - ニ. 会社の経営又は業績及び業績見通しに重大な影響を及ぼす恐れのある事項
 - ホ. その他重要な稟議・決裁事項
- ② 取締役及び従業員は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第、直ちに監査等委員会に対して報告を行うものとし、

(9) 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会へ報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底するものとし、

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見交換を行い、相互の意思疎通を図るものとし、
- ② 監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、積極的に意見交換及び情報交換を行うことで緊密な連携を図るものとし、
- ③ 監査等委員会は、内部監査室から内部監査の報告を受けるほか、定期的に会合を持ち、積極的に意見交換及び情報交換を行うことで緊密な連携を図るものとし、

(11) 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等を請求したときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

(12) 財務報告の適正性を確保するための体制

- ① 当社グループでは、信頼性のある財務報告を重視し、財務報告の適正性を確保するために経理規程、経理規程細則等の規程を整備し、取締役及び従業員はこれを遵守するものとします。
- ② 当社グループでは、財務報告の適正性を確保するために、統制委員会を設置し、財務報告に係る内部統制の推進にあたるものとします。
- ③ 当社グループでは、財務報告の適正性を確保するために、金融商品取引法等に従い、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その整備・運用状況の有効性を定期的・継続的に評価、必要な是正を行うこととします。

(13) 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備の状況

- ① 当社グループは、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務の遂行を確保するために、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で臨むことをグループ倫理行動規範に定め、不当・不正な要求を断固拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努めております。
- ② 当社グループは、反社会的勢力排除に向けた体制として、グループ反社会的勢力対応規程を定め、不当要求防止責任者を配置するとともにコーポレートファイナンスグループ法務チームが各部署と連携を図り、情報の収集・交換を行っております。また、反社会的勢力による不当要求等がなされた場合には、従業員の安全を最優先に確保するとともに、担当者や担当部門に任せることなく組織的な対応を行うこととします。また、不当要求が当社の不祥事を理由とする場合であっても、反社会的勢力に対する資金提供や事実を隠蔽するための取引は行わず、民事と刑事両面からの法的対応を行うこととします。
- ③ 当社グループは、反社会的勢力による不当要求等の不測の事態に対処するため、カスタマーハラスメント対応ガイドラインなどを整備し、不当要求防止責任者講習や社内研修等において知識習得、社内周知を図るとともに、警察・暴力追放センター・顧問弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築しております。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンスに対する取組み

当社は、社内規程やグループ倫理行動規範の整備を行うとともに、当社グループの従業員に対してコンプライアンスに関する社内研修を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に実施しております。また、グループ内部通報規程による相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

(2) リスク管理に対する取組み

当社は、リスク管理を統括する機関として統制委員会を設置しており、当該委員会において各部門及びグループ会社から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有及びリスク管理に努めるとともに、リスクの具体的な対応方針を決定しております。

(3) 取締役の職務執行の適正性及び職務執行が効率的に行われることに対する取組み

取締役会は当期16回開催され、取締役及び監査等委員は重要な審議事項に対して活発な意見交換を行っております。社外取締役は、それぞれの見地からアドバイス、意見を表明し、監査等委員会と連携しながら取締役の業務執行に関して積極的に提言を行っております。

(4) 内部監査の実施に関する取組み

内部監査室は、事業年度内部監査計画に基づき、各部門及びグループ会社の業務に関する内部監査の実施及び内部統制体制のモニタリングを実施し、事業活動、業務の適切性、効率性を確保しております。監査結果は、取締役、経営幹部及び監査等委員会へ速やかに報告され、適宜の改善、フォローアップが行われております。

(5) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための取組み

監査等委員会は当期13回開催され、監査が実効的に行われるよう、監査等委員（常勤監査等委員を含む。）は、監査方針及び監査計画を十分協議の上策定し、社内の重要な会議に参加して情報収集を行うほか、代表取締役社長、会計監査人、内部監査室との定期的な意見交換を実施しております。

連結貸借対照表

(2025年5月15日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	21,696	流 動 負 債	19,139
現金及び預金	2,669	買掛金	9,871
売掛金	3,336	短期借入金	200
商品	10,467	1年内返済予定の長期借入金	1,732
未収入金	4,331	未払金	5,367
未収還付法人税等	0	リース債務	272
その他	889	未払法人税等	90
固 定 資 産	24,498	未払消費税等	43
有 形 固 定 資 産	14,804	賞与引当金	677
建物及び構築物	9,086	その他	884
工具器具及び備品	430	固 定 負 債	17,132
土地	4,048	長期借入金	13,704
リース資産	1,209	リース債務	1,298
建設仮勘定	29	退職給付に係る負債	671
無 形 固 定 資 産	946	資産除去債務	824
ソフトウェア	719	その他	634
その他	226	負 債 合 計	36,272
投 資 其 他 の 資 産	8,746	純 資 産 の 部	
投資有価証券	802	株 主 資 本	9,754
敷金及び保証金	6,462	資 本 金	1,003
繰延税金資産	1,095	資 本 剰 余 金	2,107
その他	397	利 益 剰 余 金	6,982
貸倒引当金	△11	自 己 株 式	△337
資 産 合 計	46,194	その他の包括利益累計額	40
		その他有価証券評価差額金	3
		繰延ヘッジ損益	13
		為替換算調整勘定	△64
		退職給付に係る調整累計額	88
		非 支 配 株 主 持 分	126
		純 資 産 合 計	9,922
		負 債 純 資 産 合 計	46,194

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年5月16日から
2025年5月15日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	100,174
売上原価	74,582
売上総利益	25,592
販売費及び一般管理費	23,917
営業利益	1,675
営業外収益	
受取利息及び配当金	24
固定資産受贈益	6
助成金収入	32
物産売却益	20
その他	93
営業外費用	
支払利息	187
支払手数料	2
その他	13
経常利益	203
特別利益	
固定資産売却益	11
関係会社株式売却益	1
特別損失	
固定資産除却損	7
投資有価証券評価損	10
減損	339
店舗閉鎖損	74
税金等調整前当期純利益	431
法人税、住民税及び事業税	1,229
法人税等調整額	314
当期純利益	132
非支配株主に帰属する当期純利益	781
親会社株主に帰属する当期純利益	13
	767

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年5月16日から
2025年5月15日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,003	2,105	6,352	△269	9,192
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△138		△138
親会社株主に帰属する当期純利益			767		767
自己株式の取得				△78	△78
自己株式の処分		1		9	11
連結除外による利益剰余金の減少額			△0		△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	1	629	△68	562
当 期 末 残 高	1,003	2,107	6,982	△337	9,754

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額 合計		
当 期 首 残 高	1	△10	△64	9	△63	112	9,240
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△138
親会社株主に帰属する当期純利益							767
自己株式の取得							△78
自己株式の処分							11
連結除外による利益剰余金の減少額							△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	2	23	△0	79	104	14	119
連結会計年度中の変動額合計	2	23	△0	79	104	14	681
当 期 末 残 高	3	13	△64	88	40	126	9,922

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 7社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社サッポロドラッグストア
Create株式会社
株式会社リージョナルマーケティング
GRIT WORKS株式会社
台湾札幌薬粧有限公司
株式会社Sアセット
株式会社S Ventures

なお、連結子会社であった株式会社シーラクスは、連結子会社である株式会社サッポロドラッグストアを存続会社として吸収合併されたため、同社を連結の範囲から除外しております。また、連結子会社であったRxR Innovation Initiative株式会社の全株式を譲渡したため、同社を連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない関連会社の名称及び持分法を適用しない理由

株式会社エゾデン
北海道MD機構株式会社

(持分法を適用しない理由)

株式会社エゾデン、北海道MD機構株式会社は小規模であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち株式会社リージョナルマーケティング、GRIT WORKS株式会社の決算日は4月末日であります。また、台湾札幌薬粧有限公司の決算日は2月末日となっております。

連結計算書類の作成にあたっては同決算日現在の計算書類を使用しております。

但し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの
市場価格のない株式等

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
移動平均法による原価法を採用しております。
但し、投資事業有限責任組合への出資については、当該組合の財産の持分相当額を計上しております。

ロ. 棚卸資産

商 品

売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算出）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	8年～39年
工具器具及び備品	3年～15年

ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	金利スワップ取引
ヘッジ対象	借入金利息

- ハ. ヘッジ方針 当社は、リスク管理に関する社内規程に基づき、金融債務に係る将来の金利リスクを効果的に回避する目的で、金利スワップ取引を行うこととしており、投機目的の取引は行わない方針であります。
- 二. ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。
- ⑤ 収益及び費用の計上基準
- 当社グループの顧客との契約から生じる収益は、主にドラッグストア事業、インバウンド事業、調剤事業において対価の受領と引き換えに商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品を引き渡す一定時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得して、充足されると判断し、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。
- 他社が運営するポイント制度に基づき商品販売時に顧客に付与するポイント相当額については、取引価格の算定にあたって、第三者のために回収する額と判断し、純額で収益を認識しております。
- ⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項
- イ. 退職給付に係る会計処理の方法 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務の額を計上しております。なお、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(3年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
- 未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- ロ. 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は在外連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「助成金収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。また、前連結会計年度において、区分掲記していた「営業外収益」の「為替差益」は、金額的重要性が乏しくなったことから、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 株式会社サッポロドラッグストアにおける店舗固定資産の評価

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
株式会社サッポロドラッグストア店舗における金額
有形固定資産 13,542百万円、減損損失 338百万円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
(イ) 算出方法

株式会社サッポロドラッグストアでは、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として店舗を基本単位とし、各店舗の営業損益が継続してマイナスになった場合、固定資産の時価が著しく低下した場合、店舗閉店の意思決定をした場合等に減損の兆候を把握しております。当連結会計年度において減損の兆候を識別した店舗の有形固定資産については、割引前将来キャッシュ・フローの総額が当該資産の帳簿価額を下回る場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額は使用価値により測定し、使用価値は、将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しております。将来キャッシュ・フローの見積りに基づく評価額がマイナスの場合は零として算定しております。

(ロ) 主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りににおける主要な仮定は、取締役会において承認された事業計画に基づく将来売上予測、売上総利益率及び販売費及び一般管理費の将来予測であります。将来売上予測については、営業年数や過年度の実績等を踏まえ、一定率で成長又は遞減すると仮定しております。また、売上総利益率及び販売費及び一般管理費については、過年度の実績等を基礎として予測しております。

(ハ) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りに用いている主要な仮定は、最善の見積りを行ったものであります。将来の経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、主要な仮定に見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、新たに減損損失が発生する場合があります。

(2) 非上場株式の評価

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
投資有価証券（関係会社株式を除く非上場株式） 791百万円、投資有価証券評価損 20百万円
(注) 投資有価証券評価損は連結損益計算書上、営業外費用に10百万円、特別損失に10百万円がそれぞれ含まれております。
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

スタートアップ企業を含む市場価格のない株式等である非上場株式への投資は、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときに、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、評価損を計上しております。実質価額は通常、1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額として算定しておりますが、投資先の超過収益力を反映して1株当たり純資産額に比べて相当程度高い価額で取得し超過収益力が期末日まで毀損していないと認められる非上場株式は、超過収益力を反映

して株式の実質価額を算定しております。

なお、投資時に認識した超過収益力の毀損の有無については、投資時及び直近の事業計画の達成状況や事業計画における研究開発等の進捗状況、資金調達の状況等を総合的に勘案して判断しております。当該投資先の超過収益力等を含む実質価額が著しく下落した場合には翌連結会計年度において評価損を計上する可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 12,036百万円

6. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

地域	用途	種類
北海道	12店舗	建物等

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として店舗を基本単位とし、賃貸資産及び遊休資産については物件単位ごとにグルーピングしております。

閉店を決定した店舗や営業活動から生ずる利益が継続してマイナスとなっている店舗について、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上いたしました。回収可能価額は使用価値により測定し、使用価値は将来キャッシュ・フローを5.2%で割り引いて算定しております。将来キャッシュ・フローの見積りに基づく評価額がマイナスの場合は零として算定しております。

その内訳は次のとおりであります。

建物及び構築物	123百万円
工具、器具及び備品	19百万円
リース資産	195百万円
ソフトウェア	0百万円
計	339百万円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 14,236,564株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年8月8日 定時株主総会	普通株式	138	10.00	2024年5月15日	2024年8月9日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年8月7日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	137	10.00	2025年5月15日	2025年8月8日

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売掛金及び未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内規程にしたがい、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されており、市場価格のないものは当該企業の事業の状況等により、減損リスクに晒されています。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

保証金及び敷金は、主に店舗の賃借に係るものであり、貸主の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、差入先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化に回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

買掛金及び未払金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。

借入金の使途は、運転資金及び設備投資資金であり、一部の長期借入金に係る金利の変動リスクに対しては、金利スワップ取引を実施してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動に対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であり、投機的な取引は行わない方針であります。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた社内規程にしたがっており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するため、信用力の高い金融機関とのみ取引を行っております。ヘッジの有効性評価の方法については、前述の「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(4) 会計方針に関する事項④重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などによりリスクを管理しております。

なお、借入金の一部には、財務制限条項が付されており、流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年5月15日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、買掛金、未払金及び短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
① 投資有価証券	1	1	-
② 敷金及び保証金 貸倒引当金(※1)	6,462 △11		
	6,450	5,705	△745
資 産 計	6,452	5,707	△745
③ 長期借入金(※2)	15,436	15,420	△15
負 債 計	15,436	15,420	△15
デリバティブ取引(※3)	20	20	-

(※1) 敷金及び保証金は個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は、「①投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	564
組合出資金(※1)	236

(※1) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-16項に基づき、時価開示の対象としておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1	－	－	1
デリバティブ取引				
金利関連	－	20	－	20
資産計	1	20	－	22

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	－	5,705	－	5,705
資産計	－	5,705	－	5,705
長期借入金	－	15,420	－	15,420
負債計	－	15,420	－	15,420

(注) 時価の算出に用いた時価評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は市場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引先金融機関からの提示価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

これらの時価は、合理的に見積もりした保証金の返還予定時期に基づき、リスクフリーレートで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結計算書類 計上額
	リテール 事業	マーケティ ング事業	計				
売上高							
ドラッグストア	85,586	—	85,586	—	85,586	—	85,586
インバウンド	6,661	—	6,661	—	6,661	—	6,661
調剤	4,585	—	4,585	—	4,585	—	4,585
マーケティング	—	192	192	—	192	—	192
決済サービス	—	1,398	1,398	—	1,398	—	1,398
その他	811	—	811	124	935	—	935
顧客との契約から生じる収益	97,644	1,591	99,236	124	99,360	—	99,360
その他の収益	749	—	749	64	814	—	814
外部顧客への売上高	98,394	1,591	99,985	189	100,174	—	100,174
セグメント間の内部売上高又は振替高	45	362	408	20	428	△428	—
計	98,439	1,954	100,394	209	100,603	△428	100,174

(注) 当連結会計年度より「マーケティング事業」について、量的な重要性が増したため、報告セグメントとして記載する方法に変更しております。また、「その他の収益」は、リース取引に関する収益認識基準に基づく収益等で、「顧客との契約から生じる収益」と区分して記載しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(4) 会計方針に関する事項⑤収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための基礎となる情報

当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報は重要性が乏しいため注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 711円88銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 55円54銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2025年5月15日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	95	流 動 負 債	387
現金及び預金	67	短期借入金	200
その他	27	未払金	49
固 定 資 産	8,872	未払費用	69
有形固定資産	0	未払法人税等	43
器具備品	0	未払消費税等	20
無形固定資産	8	その他の	4
商標権	6	負 債 合 計	387
ソフトウェア	1	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	8,864	株 主 資 本	8,575
投資有価証券	444	資 本 金	1,003
関係会社株式	8,386	資 本 剰 余 金	7,424
繰延税金資産	33	資 本 準 備 金	253
資 産 合 計	8,967	その他資本剰余金	7,171
		利 益 剰 余 金	485
		その他利益剰余金	485
		繰越利益剰余金	485
		自 己 株 式	△337
		評価・換算差額等	4
		その他有価証券評価差額金	4
		純 資 産 合 計	8,579
		負 債 純 資 産 合 計	8,967

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年5月16日から
2025年5月15日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額
営 業 収 益		956
営 業 費 用		749
営 業 利 益		207
営 業 外 収 益		
受 取 の 利 息 他	0	
	6	6
営 業 外 費 用		
支 払 の 利 息 他	1	
	7	9
経 常 利 益		204
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	10	10
税 引 前 当 期 純 利 益		194
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	41	
法 人 税 等 調 整 額	△4	37
当 期 純 利 益		156

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年5月16日から
2025年5月15日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	1,003	253	7,169	7,423	466	466
事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当					△138	△138
当 期 純 利 益					156	156
自己株式の取得						
自己株式の処分			1	1		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	-	-	1	1	18	18
当 期 末 残 高	1,003	253	7,171	7,424	485	485

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等	
当 期 首 残 高	△269	8,623	0	0	8,624
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当		△138			△138
当 期 純 利 益		156			156
自己株式の取得	△78	△78			△78
自己株式の処分	9	11			11
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			4	4	4
事業年度中の変動額合計	△68	△48	4	4	△44
当 期 末 残 高	△337	8,575	4	4	8,579

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

但し、投資事業有限責任組合への出資については、当該組合の財産の持分相当額を計上しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

無形固定資産

定額法を採用しております。

(3) 収益及び費用の計上基準

純粋持株会社の当社の収益は、子会社からの経営指導料及び受取配当金になります。経営指導料においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することを履行业務として認識しております。当該履行业務は時の経過に連れて充足されることから、一定の期間にわたる履行義務を充足した時点で収益を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当事業年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

非上場株式の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券(関係会社株式を除く非上場株式) 444百万円 投資有価証券評価損 17百万円

(注) 投資有価証券評価損は損益計算書上、営業外費用に7百万円、特別損失に10百万円がそれぞれ含まれております。

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記(2)非上場株式の評価」に記載しているため、記載を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 3百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 20百万円

短期金銭債務 267百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高 営業収益 956百万円

その他の営業取引高 377百万円

営業取引以外の取引高 1百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 475,909株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、未払株主優待経費の否認等によるものであります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (注) 4	科 目	期末残高
子会社	株式会社サッポ ロドラッグストア	所有 直接100%	経営指導	経営指導料受取(注)1	814	-	-
			役員の兼任	出向者受入(注)2	322	未払金 未払費用	28 38
			資金の借入	資金の借入	200	短期借入金	200
				資金の返済	200		
				利息の支払(注)3	1		

(注) 1. 経営指導料については、双方協議の上、合理的に決定しております。

2. 株式会社サッポロドラッグストアが支給した出向者人件費について、実費精算を行ったものであります。

3. 借入の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

4. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

9. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(3)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	623円51銭
(2) 1株当たり当期純利益	11円35銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年7月3日

サツドラホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

札幌事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柴本 岳志
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹田 菜月
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サツドラホールディングス株式会社の2024年5月16日から2025年5月15日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サツドラホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年7月3日

サツドラホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

札幌事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柴本 岳志

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹田 菜月

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サツドラホールディングス株式会社の2024年5月16日から2025年5月15日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年5月16日から2025年5月15日までの第9期事業年度における取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画、職務の分担等に従い、取締役及び内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年7月3日

サツドラホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 成田 眞 弘 ㊟

監査等委員 山本 明 彦 ㊟

監査等委員 河野 宏 子 ㊟

監査等委員 吉井 一 浩 ㊟

(注) 監査等委員成田眞弘、山本明彦、河野宏子及び吉井一浩は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上